

【基本方針】

(1) 空家を活用した事業研究

空家でどのような活動が実現可能か、また活動にあたり、どのような課題があるか等、空家の活用に関して研究します。

(2) 空家活用のモデルケース

今後の空家活用のモデルケースとなるよう、民間ベースでも実現可能な活動を中心に展開します。

(3) 元住居であること的前提

元々居住の用途であった空家を活用するというコンセプトを基本原則とし、活動は施設に大きな改修を加えずに実現できるものとします。事業の実施にあたり、改修が望ましいと判断される部分については、課題の分析に留め、活動に合わせた改修は行いません。

(4) 住宅を用いた区事業啓発の場

区では、住宅を対象とした様々な事業を行っていることから、事業内容の実演の場として活用することで、各種事業の啓発に努めます。

【事業の期間】

運営開始日(平成30年4月1日)からおおむね3年間

【活動について】

(1) 公益目的で行われる活動が対象です。

★優先される活動

- ・市場に流通している空家を活用した場合でも自主運営が可能と見込まれる活動
- ・同施設内で未実施の活動
- ・区の事業として行う活動

(2) 団体が行う活動を対象とし、原則として個人での活動は対象外です。

(3) 登録団体の構成員で行う活動のみを対象とし、物販や展示など不特定多数の者を集客する活動は対象外です。

(4) 宿泊を伴う活動は対象外です。

【団体の主な責務】

(1) 施設の適正利用(『施設利用に関する確認書』の内容を厳守すること。)

(2) 『アンケート』や『報告書』等の提出、区報、ホームページ等への活動状況の掲載に協力すること。

(3) 期間経過後は、引き続き当該施設での活動が保証されないことを了承すること。

(4) 節水、節電等に心掛け、区の節水・節電対策の求めに応じること。

ご利用までの流れ

団体登録申請手続(窓口のみ)

- 『団体登録申請書』、『会員名簿』、『施設利用に関する確認書』、『活動計画書』を記入のうえ、申請してください。

団体登録承認(又は不承認)通知書の送付

- 提出書類等を区で審査し、結果を通知します。

※ 登録有効期間は、登録決定日が属する年度の3月末日までとします。

利用予約(窓口・電話)

- 利用希望日の前月末日(土日祝日の場合は前開庁日)までに予約をしてください。

※ 予約の空いている場合に限り前日までの申出により、利用ができます。

予約日時での「シェアスペースたまがわ」利用

◆建物概要◆

構造	床面積	間取り
木造 2階建	1階 57.47㎡	和室6畳、板の間2畳、LDK、風呂、トイレ
	2階 42.40㎡	和室6畳、洋室8畳、板の間4畳、トイレ



1階 和室6畳



1階 LDK



2階 和室6畳



2階 洋室8畳